

千葉県教育委員会会議議事録

令和4年度第7回会議（定例会）

1 期 日 令和4年10月19日（水） 開会 午前10時30分
閉会 午前11時30分

2 教育長及び出席委員

教育長 富塚 昌子
委員 井出 元
花岡 伸和
永沢 佳純

3 出席職員

教 育 次 長 佐々木 悟
教 育 次 長 伊藤 賢

企画管理部

企 画 管 理 部 長 長谷川 聡
教 育 総 務 課 長 富田 浩明
教 育 政 策 課 長 西原 正男
企画管理部副参事兼教育政策課
高 校 改 革 推 進 室 長 島崎 一広
財 務 課 長 勝 直人
教 育 施 設 課 長 宇井野哲男

教育振興部

教 育 振 興 部 長 浅尾 智康
学 校 危 機 管 理 監 中西 健
教 育 振 興 部 次 長 中臺 一仁
生 涯 学 習 課 長 鈴木 真一
教 職 員 課 長 原 義明

企画管理部

教 育 政 策 課 主 幹 松崎 正敏
同 副主幹 鎌田 康慎
財 務 課 予 算 班 長 大和地章記
教 育 施 設 課 副 課 長 白井 一禎
同 副主査 佐野 勇義

教育振興部

教職員課主幹兼県立学校人事室長 坂本 大輔
同 管理主事 松井 貴人
同主幹兼小中学校人事室長 神澤 賢
同 管理主事 梅原 義秀
同 主幹兼管理室長 工藤 秀昭
同 管理主事 山中 敬生
同 管理主事 佐々木 恵

事務局

企画管理部教育総務課

主幹兼委員会室長 佐藤 祐児

同 副主幹 阿部 竜作

同 主査 赤羽 大輔

同 主査 伊能 昌邦

4 教育長開会宣告

5 議事録署名人の指名 花岡 伸和 委員

6 令和4年度第6回千葉県教育委員会会議（定例会）議事録の承認

7 議題の宣告及び非公開の決定

本日の案件は、第20号議案から第23号議案の議案4件、第11号報告及び第12号報告の報告議案2件、報告1及び報告2の報告2件である。第21号議案から第23号議案及び第12号報告は、同規則第13条第1項第一号「任免、賞罰、人事」に該当することから、非公開により審議する。

8 進行役の指名

千葉県教育委員会会議規則第27条の2の規定に基づき、ここからの進行を井出委員に願います。

9 審議事項

第20号議案 「県立高校改革推進プラン・第1次実施プログラム」について

【教育政策課副参事兼高校改革推進室長】

本件は、「県立高校改革推進プラン・第1次実施プログラム」を決定しようとするものである。7月20日の教育委員会会議で、「県立高校改革推進プラン・第1次実施プログラム（案）」を報告した。その後、県内9会場における県教育委員会主催による県民説明会やパブリックコメント、関係団体からの意見聴取などを実施し、広く県民から意見を伺ってきた。また、県議会でも論議したところであり、これらを参考にして更なる検討を加えてきたところである。

今回のプログラムでは、12項目18校の再編を計画したが、いずれのプログラムにおいても、枠組や方向性は原案から変わっていない。一部、「表現がわかりにくい箇所がある」との御意見をいただいたことから、読みやすいプログラムとするため、より丁寧に説明する観点で軽微な文言の修正を行うとともに、データの時点修正を行った。決定した場合には、対象校職員等から構成する準備組織によりプログラム実現に向けた準備を進めるとともに、いただいた御意見・御要望等については具体化を図る中で検討し、一層魅力ある学校を目指していきたいと考えている。特に、「適正規模・適正配置」について、今回は具体的な統合案を提示せず、都市部と郡部における統合の方向性を示したが、今後も地域と連携し、子どもたちにとって活力ある充実した教育環境が整えられるよう、引き続き検討していきたいと考えている。なお、今後、軽微な文言等の変更がある場合は、事務局に一任いただきたい。

【花岡委員】

プログラム自体に全く異論はない。素晴らしいものである。このプログラムを実施した先でお願いしたいことがある。トライアルがたくさん含まれているので、実施後に振り返りを行っ

ていただきたいし、その際には特別支援教育とも横断連携をしていただきたい。高校では分類フィルターで子どもたちが分けられてしまうので、ギフテッドなど優れた特性を持つ子どもたちが隠れている可能性がある。そういった生徒に対してスーパーサイエンスなどのカテゴリーで拾うことができるよう、特別支援教育と連携し、支援級や通級の子どもたちを将来的に拾っていけるようになるとありがたい。

【教育政策課副参事兼高校改革推進室長】

特別な支援が必要な生徒は、高校にも一定数いる。様々な連携を進める中で特別支援学校も高等学校も、ともに魅力を高めていければと思っている。いただいた観点について今後検討してまいりたい。

【井出委員】

素晴らしい取組だと思う。息長く取り組んでほしい。特に、社会のニーズに対応した教育において、学び直しは必要なことだと思うので、対象校だけでなく全ての学校で行っていただきたい。

【教育政策課副参事兼高校改革推進室長】

アクティブスクールの様々な取組を県内の同じような状況の学校に普及していきながら、県全体の教育を充実させていきたい。

【富塚教育長】

本年3月に策定したプランに基づく具体計画ということで、短い期間の中で取りまとめた。もう少し取り組みたいものもあったところだが、まずは第1次ということで、すぐに取り組むべきものを盛り込んだ形になっている。社会のニーズや産業構造の変化を踏まえ、高校卒業後の進路はどうであれ、最終的に社会で自立していくという共通の目標に繋がるような、生徒の一生を見据えた高校教育ができるよう取り組んでまいりたい。

【永沢委員】

各学校で特化したことを行うが、そのような素晴らしい取組をぜひ県全体に発信してほしい。特に中学校の先生方に情報発信し、進路指導に活かせるようにしてほしい。

【教育政策課副参事兼高校改革推進室長】

御指摘のとおりであり、我々も各校の魅力をいかに中学校の先生や、中学生とその保護者に効果的に発信していくのが課題であると認識している。これまでの広報に加え、今年度から中学校初任者研修において高校改革についての講義を実施するなど取組を進めている。今後も工夫していきたい。

【井出教育長職務代理人】

第20号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【井出教育長職務代理人】

第20号議案は、原案どおり可決する。

第11号報告 千葉県教育財産管理規則の一部を改正する規則の制定について

【教育施設課長】

千葉県教育財産管理規則は、教育財産の取得、管理及び処分に関し必要な事項を定めている規則である。令和4年10月1日に教育財産を管理するシステムが財務情報システムに統合されたことから、システムに関する規定について改正を行った。改正の概要として、システム名称の修正、システム入力方法の修正、その他文言等の軽微な修正を行った。教育委員会規則の改正は、千葉県教育委員会行政組織規則第5条第1項第2号により教育委員会会議の議決事項とされているが、本件についてはシステムの統合に合わせて規則を改正する必要があるとあり、急施を要したことから、同規則第6条第1項の規定により、教育長が臨時に代理して、制定したので、報告する。

【花岡委員】

現行規則では決裁前と決裁後の2回、システム入力を行うように定めており、改正後は決裁前の記録を求めないとのことだが、この改正により事務は簡素化されるのか。

【教育施設課長】

決裁前に行うシステム入力については、仮登録であり、決裁時の添付資料として利用していた。仮登録情報は必ずしもシステムに記録する必要はないことから、今後は決裁前のシステム入力を求めないこととしたため、事務は簡素化される。

第11号報告は終了。

報告1 令和5年度公立学校教員採用候補者選考の結果について

【教職員課長】

今年度の教員採用選考は7月に第1次、8月に第2次を実施し、10月5日（水）午後4時に合格者を発表した。総募集人員約1,500名に対し、5,314名の志願があり、合格者の総数は1,818名となった。昨年度より、99名の増となっている。今年度新たに小学校特例選考や小学校併願による加点制度を導入したことで、小学校で多くの合格者を出すことができた。障害者特別枠については、15名の志願があり、7名を合格者とした。今後も、熱意にあふれ、人間性豊かで、専門性の高い教員の確保に努めていく。

報告1は終了。

報告2 令和4年度第1回「教員等の出退勤時刻実態調査結果」について

【教職員課長】

「月当たりの時間外在校等時間が45時間を超える教諭等の校種別割合」において、中学校、義務教育学校は7割以上の教諭等が45時間を超えている状況であった。なお、教諭等における全校種の平均は51.3%となっていた。また、「月当たりの時間外在校等時間（校種別）」については、高等学校、特別支援学校においては45時間を下回っている状況であったが、小学校、中学校、義務教育学校においては45時間を上回っていた。教諭等における全校種の平均については、49時間47分であり、「学校職員の勤務時間等に関する規則」に定めた上限時間の45時間を、4時間47分を超える状況であった。

調査の結果から、市町村立学校及び県立学校において、過労死ラインと言われる80時間を超える者の割合については減少傾向にあるものの、特に市町村立中学校の教諭等と全ての校種の副校長・教頭においては、時間外在校等時間が多い状況が分かった。

今回の「出退勤時刻実態調査」の結果において、特に中学校の教諭等の長時間勤務の実態が明らかになったことから、学校現場で実践されている好事例や効果的な取組を、市町村立学校

と県立学校の枠を超えて共有できるように、県教育委員会と市町村教育委員会の連携をさらに強化し、働き方改革を進めていく。また、今後「学校における働き方改革推進プラン」に示した具体的取組の進捗状況を確認する「取組状況調査」を行い、各市町村教育委員会の実態を分析し、実効性のある取組等について検証し、共有していく。また、副校長・教頭の長時間勤務の改善については、このあと、実施する「教職員の働き方改革に係る意識等調査」で検証し、副校長・教頭の業務改善、負担軽減に向けて取り組み、全体を通して、業務改善と教職員の意識改革を推進していく。

【花岡委員】

持ち帰り時間の調査はしているか。

【教職員課長】

持ち帰り時間については調査していない。

【花岡委員】

業務量が減らずに数字が減ることはない。業務の持ち帰り等により大事なデータの紛失などが無いように指導していかなければならない。スクラップすることを強力に推進していき、業務の見直しを図ること。ICTの活用によるペーパーレス化やフォーム等による業務負担軽減等を推進していただきたい。

【教職員課長】

コロナ禍で業務をスクラップできるものもあったので、今後も分析して働き方改革を推進していきたい。

【冨塚教育長】

働き方改革により教員への魅力が増していき、それが志願者増へとつながっていく。先週テレビで柏市立手賀西小学校の好事例が取り上げられた。ICTを活用した好事例や校長先生による時間外在校等時間を楽しみながら減らす方法などの取組を、県からも情報発信できるようにしていきたい。

【教職員課長】

現在、各市町村教育委員会の働き方改革に係る好事例や課題などを共有し、連携して業務改善に取り組んでいくことを目的に、各市町村教育委員会にヒアリング等を実施している。

報告2は終了。

教育長報告 令和4年9月定例県議会の概要について

【冨塚教育長】

9月定例県議会の概要について報告する。はじめに、議案についてであるが、教育委員会関係は、資料1ページから10ページまでの「議案説明資料」のとおり、議案第1号「令和4年度千葉県一般会計補正予算（第2号）」、議案第6号「千葉県県立学校チャレンジ応援基金条例の制定について」、議案第7号「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について」、議案第10号「使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第14号「財産の取得について」が審査され、原案どおり可決された。

次に、本会議における代表質問及び一般質問についてであるが、「県立高校改革推進プランの第1次実施プログラム（案）」に関する質問などが87件あった。詳細は、資料11ページから15ページの「令和4年9月定例県議会「本会議」質問項目一覧表（教育関係）」のとおりである。このうち、主なものについて、その内容を報告する。

教育問題について、「県の生涯学習の取組の状況はどうか。また、今後、どのように推進していくのか。」との質問には、「人生100年時代を迎え、技術革新により社会が激しく変化する中で、県民が生涯にわたり活躍していくためには、誰もがいくつになっても学び直し、新たなチャレンジができる環境づくりが必要である。このため、本年3月に策定した県総合計画では、これまでの科学や文化等の一般教養や社会貢献活動などに関する学びに加え、県民が新たな知識・技術・技能を習得し、更なる活躍ができるよう、社会人の学び直しの充実を図ることとした。今後は、県民が学びの成果を地域社会や地域産業での活躍に繋げることができるよう、市町村や経済界等の意見を聴きながら、本県の新たな生涯学習の推進方針を策定し、新しい時代に合った生涯学習社会の実現に取り組んでいく。」と答弁した。

「探究型学習について、県教育委員会ではどのように取り組んでいるのか。」との質問には、「児童生徒が、より良く課題を解決し、自己の生き方を考えていくためには、実社会や実生活の中から問いを見だし、他者と協働して解決に当たるといった探究的な学習の充実が重要である。県教育委員会では、地域の人々への取材など他者との協働の在り方や、情報の整理や分析におけるICTの活用方法など、学習の段階ごとに指導のポイントをまとめた実践事例集を作成し、授業での活用を促している。さらに、高校生が、地域の課題について、外部人材等の協力を得ながら解決に当たる探究学習の事例研究を行っており、引き続き、優れた実践事例の普及などを通して、探究的な学習の充実に努めていく。」と答弁した。

次に、文教常任委員会における質問についてであるが、10月14日の本会議において、文教常任委員会委員長より、審議状況について、報告があった。詳細は資料16ページの「令和4年9月定例県議会 文教常任委員会 委員長報告」のとおりである。

<傍聴・報道 退出>

第21号議案 学校職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第22号議案 学校職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第12号報告 学校職員の懲戒処分について

教職員課長が説明を行った。

第23号議案 令和4年度教育功労者表彰について

教育総務課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

10 教育長閉会宣告

令和4年11月16日 署名人